



創造都市ネットワーク日本

**平成 29 年度
創造都市ネットワーク会議（総会）
議案書**

平成 30 年 2 月 8 日（木） 15:30～17:00
於 りゅーとぴあ新潟市民芸術文化会館 能楽堂

一 総 会 次 第 一

1. 新潟市長挨拶

2. 文化庁長官挨拶

3. 議案審議

- ・ 第1号議案 規約の一部改正（案）について
- ・ 第2号議案 平成29年度事業報告について
- ・ 第3号議案 平成30年度事業計画（案）について
- ・ 第4号議案 次期幹事団体の改選（案）について

4. その他

- ・ 文化庁からのお知らせ

5. 総括

6. 事務局からの連絡

一 目 次 一

議案書

第1号議案	規約の一部改正（案）について……………
第2号議案	平成29年度事業報告について……………
第3号議案	平成30年度事業計画（案）について……………
第4号議案	次期幹事団体の改選（案）について……………
議案書別紙	平成29年度内実施予定事業一覧（第2号議案関係）……………

第1号議案 規約の一部改正（案）について

創造都市ネットワーク日本 規約の一部を次の通り改正する。

○ 第8条（幹事団体会議）

第4項中 幹事団体の定数は、
「7から12程度」を「12から18程度」に改める。

※添付資料

創造都市ネットワーク日本 規約（案）（全文。ただし様式を除く）

第2号議案 平成29年度事業報告について

平成29年度中に以下の事業を実施した。

1 創造都市政策セミナー in 京都

(1) 日 程 平成29年8月25日(金), 26日(土)

(2) 場 所 京都市国際交流会館 ほか

(3) 共 催 京都市

(4) 内 容

▽8月25日(金) ※敬称略

・創造都市政策セミナー「文化財の活用からみる創造都市」

第1部 文化庁長官表彰式(文化芸術創造都市部門)

第2部 基調講演

デービッド・アトキンソン(小西美術工藝社代表取締役社長)

村上 裕道(文化庁地域文化創生本部研究官)

第3部 パネルディスカッション

【ファシリテーター】

佐々木 雅幸(創造都市ネットワーク日本顧問,
文化庁地域文化創生本部主任研究官,
同志社大学特別客員教授)

【パネリスト】

デービッド・アトキンソン(小西美術工藝社代表取締役社長)

村上 裕道(文化庁地域文化創生本部研究官)

北村 信幸(京都市文化市民局文化担当局長)

第4部 文化庁長官表彰(文化芸術創造都市部門)被表彰4都市取組紹介

※江差町(北海道), 足利市(栃木県), 豊岡市(兵庫県), 大分市(大分県)

・意見交換会

・視察『日中韓芸術祭2017』

▽8月26日(土)

・視察『東アジア文化都市サミット』

(5) 参加人数 149人

2 創造農村ワークショップ in 神山町

- (1) 日 程 平成 29 年 9 月 1 日 (金), 2 日 (土)
- (2) 場 所 神山町農村環境改善センター ほか
- (3) 共 催 神山町
- (4) 内 容

▽9 月 1 日 (金) ※敬称略

- ・創造農村ワークショップ「創造的過疎とグリーンツーリズム」
基調講演「創造的過疎とグリーンツーリズム」

講師：大南 信也（認定NPO法人グリーンバレー理事長）

事例紹介

清水 雄太（株式会社TOSHIMA統括部長）

橋村 和徳（株式会社VILLAGE INC代表取締役）

パネルディスカッション

パネリスト：大南 信也, 清水 雄太, 橋村 和徳

ファシリテーター：金野 幸雄（一般社団法人ノオト代表理事）

講評

佐々木 雅幸（創造都市ネットワーク日本顧問,
文化庁地域文化創生本部主任研究官,
同志社大学特別客員教授）

- ・意見交換会

▽9 月 2 日 (土)

- ・視察ツアー1「アーティスト・イン・レジデンス シンポジウム」
- ・視察ツアー昼食
- ・視察ツアー2「サテライトオフィスと各プロジェクト」

- (5) 参加人数 104 人

3 現代芸術の国際展部会 in 横浜

(1) 日 程 平成 29 年 9 月 26 日 (火), 27 日 (水)

(2) 場 所 横浜美術館 ほか

(3) 事務局 横浜市

(4) 内 容

▽9 月 26 日 (火)

・ヨコハマトリエンナーレ視察

▽9 月 27 日 (水) ※敬称略

・ヨコハマトリエンナーレ視察

・国際セミナー 「テーマ：接続する国際展・芸術祭」

①基調講演「直島から瀬戸内国際芸術祭へ」

福武 総一郎 (株式会社ベネッセホールディングス名誉顧問)

②パネルディスカッション 「接続する国際展・芸術祭—これからの姿」

チアゴ・ドゥ・パウラ・ソウザ (第 10 回ベルリン・ビエンナーレ キュレトリアルチームメンバー)

ビゲ・オール (イスタンブール・ビエンナーレディレクター)

山出 淳也 (NPO 法人 BEPPU PROJECT 代表理事/アーティスト)

逢坂 恵理子 (横浜美術館館長/ヨコハマトリエンナーレ 2017 コ・ディレクター/IBA 理事)

・担当者ミーティング 「テーマ：国際展における市民・企業参画」

①トリエンナーレサポーターの事例紹介

②グループディスカッション

(5) 参加人数 30 人

4 分科会

■関東ブロック

- (1) 日 程 平成 29 年 9 月 30 日 (土)
- (2) 場 所 豊島区役所 (東京都豊島区) ほか
- (3) 内 容
 - ①担当者会議
 - ・文化芸術振興基本法の改正, 2020 年文化プログラムについて (文化庁)
 - ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムへ向けた取組紹介 (豊島区)
 - ・質疑応答
 - ・事前質問に沿った意見交換
 - ②豊島区庁舎まるごとミュージアム見学 (視察)
 - ③フェスティバル/トーキョー17
オープニング演目『Toky Toki Saru (トキトキサル)』観劇 (視察)
- (4) 参加人数 25 人 (うち非会員 9 人)

■九州・沖縄ブロック

- (1) 日 程 平成 29 年 10 月 12 日 (木)
- (2) 場 所 旧大連航路上屋 (福岡県北九州市)
- (3) 内 容
 - ・講演「新・文化芸術基本法及び文化プログラムの展開について」
高田 行紀 (文化庁政策課企画調整官)
 - ・「創造都市ネットワーク日本の活動及び先進的な創造都市の取組みについて」
佐々木 雅幸 (創造都市ネットワーク日本顧問, 文化庁地域文化創生本部主任研究官)
 - ・自治体等による事例報告, 意見交換 等
 - ・意見交換会
- (4) 参加人数 45 人 (うち非会員 24 人)

■北海道・東北ブロック (予定)

- (1) 名 称 創造都市ミーティング～地域資源を活用した創造的取組に学ぶ～
- (2) 日 程 平成 30 年 2 月 9 日 (金)
- (3) 場 所 クロスパルにいがた 交流ホール 2
- (4) 内 容
 - 文化芸術創造都市推進事業について (文化庁)
 - 創造都市取組事例紹介 (山形市)
 - 意見交換等
- (4) 参加人数 38 人 (予定) (2 月 2 日時点)
- (5) その他
 - ・ネットワーク会議に併せて開催

第3号議案 平成30年度事業計画（案）について

平成30年度の事業を以下のとおり実施する。

1 ネットワーク会議（総会）

- (1) 開催時期 平成31年1～3月
- (2) 開催地 代表幹事都市

2 創造都市政策セミナー

- (1) 開催時期 平成30年11月頃
- (2) 開催地 金沢市（石川県）
- (3) その他 「東アジア文化都市2018金沢」と連携して開催を検討中。

3 創造農村ワークショップ

- (1) 開催時期 平成30年秋
- (2) 開催地 石垣市（沖縄県）

4 現代芸術の国際展部会

- (1) 開催時期 平成30年8月頃
- (2) 開催地 新潟市（新潟県）

5 分科会

開催を希望するブロックで実施を検討。

6 その他

・規約第4条に掲げる事業

- (1) 創造都市ネットワーク会議（総会）の開催など国内の創造都市間の連携・交流に関すること。
- (2) 自治体職員やNPOなど創造都市の担い手の研修や人材育成に関すること。
- (3) Webサイトの運営による創造都市関連情報の提供・交流に関すること。
- (4) 海外の創造都市との交流，国際ネットワークとの連携に関すること。
- (5) 創造都市政策に関する調査研究，提言に関すること。

※1～5の事業の開催時期は全て予定とし，詳細が決定次第，CCNJのホームページ及びメールニュースで通知する。

第4号議案 次期幹事団体の改選（案）について

1 幹事団体（案）（自治体コード順）

ア 札幌市

イ 八戸市

ウ 鶴岡市

エ 松戸市

オ 豊島区

カ 横浜市

キ 新潟市

ク 高岡市

ケ 金沢市

コ 可児市

サ 浜松市（代表）

シ 京都市

ス 神戸市

セ 篠山市

ソ 宇部市

タ 高松市

チ 北九州市

ツ 大分市

2 任期

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

創造都市ネットワーク日本 規約（案）

（名称）

第1条 本ネットワークは、「創造都市ネットワーク日本」（Creative City Network of Japan）と称する。

（目的）

第2条 本ネットワークは、地方自治体等多様な主体の創造都市の取組を支援するとともに、国内及びアジアをはじめとする世界の創造都市間の連携・交流を促進するためのプラットフォームを形成し、我が国における創造都市の普及・発展を図ることを目的とする。

（役割及び使命）

第3条 本ネットワークは、創造都市に関するあらゆる情報・知見・経験交流のハブ機能を担うことを基本的役割とし、日本社会の創造的な発展と復興・再生に貢献することを使命とする。

（事業）

第4条 本ネットワークは前二条の目的、役割及び使命を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- （1） 創造都市ネットワーク会議（総会）の開催など国内の創造都市間の連携・交流に関すること。
- （2） 自治体職員やNPOなど創造都市の担い手の研修や人材育成に関すること。
- （3） Webサイトの運営による創造都市関連情報の提供・交流に関すること。
- （4） 海外の創造都市との交流、国際ネットワークとの連携に関すること。
- （5） 創造都市政策に関する調査研究、提言に関すること。
- （6） その他前二条の目的、使命及び役割に資する活動。

（構成員）

第5条 本ネットワークは創造都市や文化政策に携わる基礎自治体を基本的構成員とし、広域自治体、及び各地の経済団体、NPO、大学・教育機関等の団体、個人をもって構成する。

（参加）

第6条 本ネットワークに参加しようとする団体・個人は、別紙様式1又は2によりネットワーク代表に届け出るものとする。

(退出)

第7条 本ネットワークから退出しようとする団体・個人は、別紙様式3によりネットワーク代表に届け出るものとする。

(幹事団体会議)

第8条 本ネットワークに基本的運営事務を担う幹事団体会議を置き、代表幹事団体の長がネットワークの代表となる。

- 2 幹事団体は本ネットワークに参加する基礎自治体から選出する。
- 3 幹事団体の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 4 幹事団体の定数は12から18程度とし、都市及び農村の取組が反映できるようにする。
- 5 幹事団体会議には当該自治体の担当者が出席するものとする。

(顧問)

第9条 本ネットワークに顧問を置くことができる。

- 2 代表は、幹事団体会議の同意を得て、顧問を委嘱することができる。
- 3 顧問は、代表の求めに応じ総会及び幹事団体会議等において、意見を述べることができる。

(総会)

第10条 本ネットワークに総会を設置する。

- 2 総会はネットワークの代表が招集し、原則として毎年1回開催する。
- 3 総会は出席構成員によって構成され、その過半数以上によって議決される。
- 4 総会は次の事項を審議・議決する。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 事業計画及び事業報告
 - (3) 幹事団体及び代表幹事団体の選出
 - (4) 部会の設置
 - (5) その他運営に係わる重要事項

(部会)

第11条 本ネットワークに部会を置くことができる。

- 2 部会の設置は、総会の議決を要する。
- 3 部会の事務局は、代表が幹事団体から指定する。

(事務局)

第 12 条 幹事団体会議のもとに事務局をおく。

2 事務局は代表幹事団体が担当するものとする。

附則 本規約は平成 25 年 1 月 13 日より発効する。

附則 本規約は平成 26 年 2 月 27 日より発効する。

附則 本規約は平成 28 年 2 月 26 日より発効する。

附則 本規約は平成 29 年 2 月 9 日より発効する。

附則 本規約は平成 30 年 2 月 8 日より発効する。